

四條畷市社会福祉協議会福祉訪問理美容事業のご案内

1、 福祉訪問理美容とは

加齢や心身の障がい、疾病などの理由で寝たきりの方や、様々な理由で理容院、美容院の利用が出来ない方のご自宅等を訪問し、理美容サービスを行い、身だしなみを整えることで心身の健康を促して行くサービスです。

2、 利用対象者

四條畷市内のご自宅にお住まいで、様々な理由により外出が困難な方及び理容院・美容院の利用が困難な方が対象です。利用にあたっては要介護度や各種障害者手帳の等級などの一定の条件があります。

3、 利用できる時間帯

月曜日から金曜日の午前 10：00～午後 4：00

（土日、祝日、12月29日～1月3日までを除く）

4、 利用回数

2か月に1回を上限とし、当年度内に6回までとします。

5、 福祉訪問理美容事業を利用するには

登録制となっています。登録されていない方は利用することができません。

登録料として1,000円が必要です。登録申請書に必要事項を記入頂き、同意書に署名の上申請をしてください。

本会より登録承認（不承認）通知書が届いてから利用申請ができます。

利用申請は利用予定日の14日前までに、申請書を提出してください。

派遣者と利用者との調整で、日時の変更等相談させて頂く場合があります。申請書の送付については郵送、持参、FAX、メールなどをお願いいたします。

6、 利用料金

登録料 1,000円（初回のみ）

※3年ごとの登録更新があります。（登録料はいただきません）

施術料 1,000円（1回）

施術料を頂くのは施術者ですが、保険代等の運営費などに使われますのでボランティアが報酬を受け取る訳ではありません。

7、 利用にあたって

ボランティアは無報酬で施術を行っております。ボランティアの協力によって福祉訪問理美容事業が成り立っていることをご理解下さい。また、体調不良等の理由で予約をキャンセルされる場合は早めに本会に連絡を入れてください。

8、 事故が起きた時の対応について

事故が起きないように万全の注意に努めますが、万が一事故が発生した場合はボランティア保険に加入しておりますので保険の範囲内で賠償金をお支払いさせていただきます。

9、 その他

利用にあたっては介助者や同席者が必要となる場合があります。

処置物（散髪後の頭髪や新聞紙等）の処理は利用者に処分していただきます。

施術に必要な場所、光熱水費等は利用者の負担とさせていただきます。

10、 本事業に関する問い合わせ先

社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会

四條畷市北出町3番1号

電話 072-878-1210

FAX 072-878-6888

メール info@shijonawate-syakyo.net

HP URL <https://www.shijonawate-syakyo.net>



ホームページ QR コード